

平成 20 年 11 月 19 日

国土交通省住宅局建築指導課
課長 井上 俊之 殿

社団法人日本建築家協会
会長 出江 寛

業務報酬基準改定案に関するパブリックコメントに対する意見について

平素より本会の事業をご指導賜り厚く御礼申し上げます。

この度の業務報酬基準改定案に関するパブリックコメントについて、本会の意見を下記の通り提出致しますので、よろしくご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

意見 1 . 「追加的業務」について

「業務報酬基準・工事監理小委員会」のとりまとめにあるように、「標準的業務」とは別に「追加的業務」を明確に位置づけることは今改正の大きな使命である。これは最近の建築設計業務をとりまく状況が複雑化・専門分化している中で、多くの「追加的業務」が発生しているが、これらに対する建築主の理解が得られず、適切な報酬に結びついていない現状を抜本的に改善する必要があるということと認識する。しかしながら、公表された「業務報酬基準（改正案）」には、「追加的業務」の位置づけが希薄であり、当初の使命を果たしているとは考えられない。この改善に向けて「別添三（追加的業務）」の充実をお願いしたい。特に最近大きく増加している設計の川上や川下の業務領域拡大について十分な業務内容例を記述する必要があると考える。

意見 2 . 「工事費の別」から「床面積の別」に改めることについて

一般の建築主に理解しやすいように業務報酬を「床面積の別」に改めることについては、業務報酬を早期に提示することが可能になることや工事費削減に協力する V E 検討によって業務報酬が少なくなることの矛盾を解消するなど多くの利点があると考え。ただし、業務報酬が建築の質ではなく、規模のみで計られることは良好な社会資産として建築の質を確保する上での懸念も残る。以下により、その是正を図るべきである。

- (1) まず床面積の定義を明確化することが必要。(建築基準法で定める「延べ面積」とする等) その上で、庇、屋外バルコニー、吹き抜け、屋上緑化やランドスケープ設計など床面積に現れないものにかかる業務量を補正することを明記する。
- (2) 別添二に示される標準業務に関する床面積別の業務人・時間数については、あくまでも標準的なグレードの建築設計業務量であることを明記する。

意見 3 . 「第三 技術料等経費」について

「第四 直接人件費等に関する略算方式による算定」の中で「直接経費+間接経費」については標準的な額が「直接人件費の1.0倍」であることが示されているが、技術料等経費については記述がされていない。一般の建築主に理解しやすいよう「技術料等経費」についても数値基準を示すことが望ましいと考える。例えば「標準的には直接人件費の0.5倍。標準的な設計と比較して難易度が異なる場合は最大1.0倍までの間で乗ずる倍数を調整する」など。難易度が大きくなる場合とは以下のようなものが考えられる。

- ・ 複合用途の設計
- ・ 単一用途ではあるが、1棟ではなく複数棟に分かれた建築の設計
- ・ 標準と比較して高いグレードや機能性、意匠性を有する建築の設計、等

意見4．建築物の類型と用途等（別表第1）について

- (1) 複数の用途を複合した建築の設計は、複雑性や難易度が大変大きなものとなる。一般の建築主に理解しやすいように「複合用途」に対する対応を技術料等経費で補正することなどを本表の注意書きでも明記すべきと考える。
- (2) 建築物の類型「四 商業施設」において、設計業務量は施設の内装設計の程度に大きく影響される。本表に示される業務量には店舗内の内装設計を業務範囲に含んでいないことを明記すべきと考える。

意見5．標準業務（別表第2）について

設計者が工事施工段階で設計意図を正確に伝えるために施工図を確認することは建築の質を確保する上で大変重要である。このことは「三．工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計業務に関する業務」(1)「設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明」の業務内容に記載されているが、さらにこれを明確にすべく表題を「設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明及び施工図等の確認等」として頂きたい。

意見6．標準業務に関する業務人・時間数（別添2）について

- (1) 「総合」と表現されている、「統括」と「意匠設計」は異なる業務であり、分けて表現すべきと考える。このままでは意匠設計を職能として建築主に認識してもらうことが困難となる恐れがある。「総合」を「統括」と「意匠」とに区分することが必要である。
- (2) その上で「構造」、「設備」だけでなく、「統括」や「意匠」についても業務内容によって業務量を補正することを明示してもらいたい。「統括」に関しては多くの追加業務があり設計とりまとめのための業務が煩雑な場合等、「意匠」に関しては複合用途や複雑な敷地形状等が補正の対象と考える。
- (3) 「設備」「構造」の業務量が相対的に多く実態に合わない。特に小規模なものや住宅において著しい。建築主との打ち合わせや設計方針の決定など実態的には「設備」「構造」の業務の一部を「意匠」が担っている場合も多く、こうした場合に補正が必要であることを明記すべきである。

- (4) 標準業務人・時間数はいずれも総合・構造・設備に分けて掲載されているが、合計欄がないため、総合欄の人・時間が意匠・構造・設備の合計であり、下欄の構造と設備の人・時間数はその内訳であると建築主が誤認をする恐れがある。各々について合計欄が必要。
- (5) 多くの用途で「床面積」が 500 m²から始まっているが、もっと小規模な建築の場合に正確に業務量が略算できない。100 m²と 300 m²の欄を追加することが必要。

意見 7 . その他

- (1) 今回の告示改正の公共建築の発注における周知徹底をお願いしたい。住宅局長通達の発行など本告示の趣旨を徹底いただきたい。特に建築士事務所の報酬基準については、自治体や省庁毎に発注の予算化に際して、これまでの告示の基準をはるかに下回る額で予算化されているケースが多く遺憾である。この機会に可能な限り共通認識を持っていただきたい。
- (2) 上記と同様に、民間の建築主に対しても十分な周知を図ってほしい。
- (3) 新築ではなく改修工事に関して、これまでの業務報酬基準においては、工事費による別であったために新築の工事費での業務量に一定の乗数をかけて業務量を略算することも可能でしたが、新告示では面積が基準となるため、これが出来ない。なるべく早期に、改修工事などの設計監理の業務内容や業務量の略算方式の策定を検討いただきたい。

以上